平成２３年（フ）第２９５号
大阪府河内長野市喜多町127番地の１　208号、前住所大阪府河内長野市楠町東1653番地の７
債務者　岩本百合子（旧姓平塚）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
大阪府松原市南新町１丁目５番16号
債務者　森井加奈子
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
千葉県松戸市三ケ月1214番地　コーポ島谷台101号
債務者　武山　竜也
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６号
神奈川県平塚市西真土３丁目21番24号
債務者　神山　礼彰
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０１号
神奈川県秦野市下大槻410番地１－７－105
債務者　阿久津　茂
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５３号
神奈川県厚木市妻田西３丁目12番10号　辻ハイツ202
債務者　星野　正幸
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２号
新潟県新発田市大栄町４丁目３番２号
債務者　小川　正夫
１　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９５号
香川県高松市屋島西町2274番地20アルファシティ屋島六番館303
債務者　斎藤　　工
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６８号
群馬県太田市高林西町382番地73、住民票上の住所群馬県太田市高林寿町1253番地５
債務者　渡邊喜美江
１　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６３３号
名古屋市中川区野田２丁目226番地の１　ホーメスト三珠美１Ｈ号
債務者　犬飼　容子
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
福岡県久留米市田主丸町石垣352番地１
債務者　江口　良一
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６３号
北海道苫小牧市光洋町３丁目13番６－20号
債務者　佐藤　重良
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３２１号
仙台市泉区寺岡２丁目２番地の16
債務者　折笠　恵子
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
茨城県笠間市鯉淵6527番地111
債務者　木村　恵美（旧姓尾花）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
茨城県笠間市下郷4446番地172、旧住所茨城県笠間市安居2265番地
債務者　岡本　洋一
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５号
茨城県笠間市下郷4446番地172、旧住所茨城県笠間市安居2265番地
債務者　岡本　　栄
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
茨城県鉾田市箕輪3344．3345合併番地
債務者　佐藤　正直
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６号
茨城県那珂郡東海村大字須和間1448番地６　南台住宅30－６
債務者　佐藤　重一
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所